

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
府市民向けシンポジウム等広報支援制度
要項

1. 目的

京都において開催されるコンベンション等(以下、「本体のコンベンション等」という。)において、その一部又は別に開催される府市民向けの公開のシンポジウム・講演会・フォーラム等(以下、「府市民公開シンポジウム等」という。)を開催するにあたっての広報に協力し、その参加を促すことにより、京都におけるコンベンション等が開催されるメリットを、広く府市民が享受できる機会を創出し、府市民のコンベンション等についての理解を高めることを目的とします。

2. 支援対象

広報支援となる府市民公開シンポジウム等は、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー(以下、「KCB」という。)の後援名義使用許可を受けたもの、且つ、本体のコンベンション等の参加者が概ね300名以上、開催期間2日以上のものであります。

3. 支援内容

本制度協力施設の宛名シール及び送付添付文書を提供いたします。申請者が、送付添付文書を同封の上、各協力施設に30部ずつ直接チラシを送付いただきます。

なお、送付できるチラシは、概ね次の仕様とします。チラシ以外の送付はできません。

- (1) チラシサイズ A4 サイズ
- (2) チラシ頁数 A4 サイズ 1枚物(両面可)、又は A3 サイズ 2つ折(両面可)
- (3) 開催場所の最寄駅等のアクセス情報が記載されていること
- (4) KCB の後援名義を受けていることが記載されていること

4. 申請方法

本制度の適用を受けようとするものは、次の書類を提出いただきます。

- (1) 府市民向けシンポジウム等についての広報支援制度申請書
- (2) 配布予定チラシ原稿(案)
- (3) 本体のコンベンション等の開催概要

なお、KCB 後援名義許可申請は別途事前に行っていただく必要があります。

5. 支援協力ができない場合

- (1) KCB の後援名義使用許可を受けていないもの
- (2) 営利・宗教等を目的とするもの
- (3) 特に理事長が不適當な事由があると認めた場合

6. その他

本制度の適用を受けたものであっても、協力施設の配架スペース等の状況により、配布・配架が困難な場合があります。予めご了承下さい。

附則

この要項は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。